

## 佐賀県規則第5号

佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県食肉衛生検査所管理規則（昭和56年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、佐賀県食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第4条</b> 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>食肉検査課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) と畜場内及び食鳥処理場内における食肉衛生に関する監視、指導、検査及び措置に関すること。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>佐賀県食肉衛生検査所設置条例（昭和56年佐賀県条例第8号）第3条の規定により</u>、佐賀県食肉衛生検査所（以下「検査所」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第4条</b> 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>食肉検査課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) と畜場内及び<u>と畜場に併設する食肉処理業に係る施設内（第8条第1項第13号及び第16号において「と畜場内等」という。）並びに食鳥処理場内</u>における食肉衛生に関する監視、指導、検査及び措置に関すること。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p><u>(9) と畜場内又はと畜場に併設する食肉処理業に係る施設内において生産され、製造され、又は加工される畜産物に係る輸出証明に関すること。</u></p> <p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第8条</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(12) 略</p>

改正前	改正後
<p>(13) <u>と畜場内及び食鳥処理場内における食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(14) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(13) <u>と畜場内等及び食鳥処理場内における食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(14) <u>と畜場内又はと畜場に併設する食肉処理業に係る施設内において生産され、製造され、又は加工される畜産物に係る農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この項において「輸出促進法」という。）第15条第2項の規定による輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号の衛生証明書に限る。）の発行及び輸出促進法第38条第5項の規定による当該輸出証明書の発行の取消しに関すること。</u></p> <p>(15) <u>と畜場及びと畜場に併設する食肉処理業に係る施設に係る輸出促進法第17条第2項の規定による適合施設の認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(16) <u>と畜場内等における輸出促進法第38条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(17) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。